

自動販売機設置契約書（案）

市川市スポーツ協会（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、北市川運動公園の自動販売機の設置及び管理について、次のとおり契約を締結する。

（使用目的）

第1条 甲は、次の自動販売機の設置及び管理（以下「管理事業」という。）を乙に依頼し、乙はこれを履行するものとする。

施設名	設置場所	台数
北市川運動公園 (柏井町4丁目262番3 外)	公園内（屋外） テニスコート西側1台 テニスコート東側1台	2台1契約

（管理事業）

第2条 乙は、管理事業を履行するに当たっては、別添の「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（設置期間）

第3条 この契約による設置期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（費用負担）

第4条 設置及び管理事業により発生する費用は、乙の負担とする。

- （1）自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用
- （2）電気使用量を計測するメーターの設置・撤去に要する費用
- （3）自動販売機の運転に係る電気料

（電気料の支払い）

第5条 乙は、自動販売機の運転に係る電気料を甲が発行する納付書により、甲の指定する金融機関口座へ指定した期日までに振り込みするものとする。なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

（販売手数料の支払い）

第6条 乙は、自動販売機の毎月の売上金額（消費税を含む）に対し、〇パーセントの納付率を乗じた額（少数点以下を切り捨て）を、販売手数料として甲が指定する金融機関口座へ指定した期日までに振り込みするものとする。なお、振り込み手数料は乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第7条 甲の責に帰することが明らかな場合を除き、甲はその責を負わない。
2 乙は、甲の責めに帰することができない理由により自動販売機及び商品が汚損又はき損したときは、その汚損又はき損は乙の負担とする。

(転貸の禁止)

第8条 乙は、自動販売機を設置する権利を、第三者に移譲、転貸してはならない。

(管理義務)

第9条 乙は、管理事業を常に善良な管理者の注意をもって履行しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第10条 乙は、管理事業の履行において、第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。
2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することができるものとする。

(通知義務)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。
(1)設置する自動販売機の全部又は一部が滅失又はき損した場合
(2)設置する自動販売機の機種を変える場合
(3)その他この管理事業の履行に際し事故等が生じた場合

(商品等の盗難又はき損)

第12条 甲は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣り銭の盗難及びき損又は停電等による売上げの減少等について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(実地調査等)

第13条 甲は、設置期間中、必要に応じて、乙に対し設置物件や売上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出、又は実地調査を求めることができる。
この場合は、乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
2 甲において、公用、公用又は公益事業の用に供するために管理事業の継続が困難となったときは、本契約を解除することができる。

3 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、本契約の履行を怠ったとき。
- (2) この契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 故意または過失により、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(原状回復義務)

第15条 乙は第3条に定める設置期間が満了したとき、又は前条第1項及び第3項の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに原状回復しなければならない。ただし、現状に回復する必要がないと甲が認めた部分については、この限りではない。

2 前項の原状回復を乙が履行しなかった場合、甲において原状回復をできるものとし、その費用は乙が負担するものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

2 乙は第14条第2項の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその補償を請求できる。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 乙は、第3条に定める設置期間が満了したとき、又は第14条第1項及び第3項の規定により甲が本契約を解除した場合において、管理事業に投じた改良費等の有益費、修繕費その他の費用があっても、乙はこれを甲に請求できない。

(疑義等の決定)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 市川市八幡1丁目1番1号
市川市スポーツ協会
会長 清水輝和

乙
〇〇〇〇株式会社
代表者 〇〇 〇〇